関連資料1-1-6

事　務　連　絡

令和５年４月１３日

各都道府県民生主管部（局）
各都道府県児童福祉主管部（局）
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県教育委員会
各都道府県認定こども園担当部（局）
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止
に向けた取組の徹底について

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

４月は進級や新入園等により、各教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）において環境が大きく変わる時期です。各施設等での事故の発生を防止するため、従来から、平成 28 年３月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところですが、改めて内容を確認の上、取組を徹底いただきますようお願いいたします。

とりわけ、重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事中の誤嚥については、注意すべきポイント等について改めて周知（下記１.）していただく

とともに、事故防止のために必要な取組が各施設等において確実に取られるよう、各地方公共団体において取組を行っていただくようお願いいたします。（下記２.）

記

１．各施設等及び市町村への周知徹底

各地方公共団体は、各施設等で睡眠中の事故及び食事中の事故（誤嚥）の防止を行う場合に次の(1) から(3) までの取組を行うよう、管内の各施設等及び市町村に対して一層の周知徹底を図ること。また、安全確保策の充実及び各施設等への指導監査等を通じて、各施設等において、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるよう指導すること。

(1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア　睡眠中

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。

イ　食事中

○ 職員は、こどもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有すること。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

○こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

※ りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

汁物などの水分を適切に与えること。

食事中に眠くなっていないか注意すること。

(2) 注意事項に係る職員への安全教育

事故を未然に防止するため、睡眠や食事に関わる職員に対して、こどもの睡眠や食事の介助を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての安全教育を十分に行うこと。

⑶　職員の資質の向上

事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急対応の実技講習等の研修の機会を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるよう、119 番通報の訓練を含めた事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めること。

２．地方公共団体における取組

⑴　各施設等における安全教育の支援

各地方公共団体は、１．⑵ に関して、各施設等が、こどもの睡眠や食事に関わる職員に対する、安全教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施するとともに、職員が専門家から学ぶ機会を設けるほか、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVD や動画等の資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

⑵　継続的な研修の実施等

各地方公共団体は、研修がこどもの特性を踏まえたものとなるよう、救急対応の実技講習等の実施、専門家の派遣及び関係機関等による研修の実施に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。

なお、救急対応の実技講習等の開催案内については、認可外保育施設を含めた管内の全ての施設等に対して確実に送付すること。

⑶　指導監査等の実施、各施設等への周知及び取組の推進

各地方公共団体は、事故の発生・再発防止の観点から、指導監査等を実施する他、事故防止に係る通知等について各施設等に周知し、事故発生防止に関する取組を推進すること。

【添付資料】

ポスター（うつぶせ寝防止）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/miniposter.pdf

ポスター（誤嚥防止）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/assets/caution_047_210120_1.pdf

ポスター（本件関連１ページ、４ページ）

daycare_teacher_communication (jeri.co.jp)

ガイドライン（本件関連１～３ページ、２３ページ）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h280331/guideline-1.pdf

【問合せ先】
- ガイドラインに関すること
  こども家庭庁成育局安全対策課　事故対策係
  TEL：03-6858-0183
- 認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること
  こども家庭庁成育局成育基盤企画課　企画法令第二係
  TEL：03-6861-0054
- 認可外保育施設に関すること
  こども家庭庁成育局保育政策課　認可外保育施設担当室指導係
  TEL：03-6858-0133
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
  文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
  安全教育推進室　交通安全・防犯教育係
  TEL：03-5253-4111（内線 2695）